

令和8年第3回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年3月18日付を以って、同3月27日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第3回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第5号 農地改良協議について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第7号 鹿嶋市地域計画の変更について

議案第8号 農業委員会の適正な事務実施について

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地改良事業届出について

報告第3号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

会 議 の 経 過

(開会 午後3時02分)

議 長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第3回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

5番山本清治君、6番大槻勝敏君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、農用トラック2台、農作業に従事する日数は年間160日、

農地の所有につきましては、自作地約250アール、貸付地約55アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機1台、芋堀機3台、つる刈機3台、トラック4台、軽トラック1台、フォークリフト1台、農作業に従事する日数は年間300日、農地の所有につきましては、自作地約413アール、借入地約954アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1及び番号2小山地内案件について、7番橋本正君にお願いします。

7番 はい、7番橋本です。調査は20日に行ってまいりました。番号1、番号2について3条の規定により許可申請に対して問題はないと判断いたしました。ただし、事務局にお願いしたいのは、番号1に関しまして立札がなかったので今後の指導をお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号「農地法 第3条の規定による許可申請」番号1ないし番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より系統連系受電サービス料金のご案内

及び託送供給の承諾のお知らせが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年3月3日付けで除外されております。

続きまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。東京電力パワーグリッド株式会社より系統連系受電サービス料金のご案内及び託送供給の承諾のお知らせが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお地域計画区域につきましては、令和8年3月3日付けで除外されております。

続きまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。東京電力パワーグリッド株式会社より系統連系受電サービス料金のご案内及び託送供給の承諾のお知らせが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお地域計画区域につきましては、令和8年3月3日付けで除外されております。

最後に番号4について、転用目的は駐車場の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。当案件の駐車場につきましては、譲受人及び隣地に住む譲受人の親族が利用する予定であり、親族の世帯員数が5名であり、隣地宅地の敷地のみでは駐車スペースが確保できないことから申請に至ったものです。なお地域計画区域につきましては、令和8年3月3日付けで除外されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

3番清宮茂信君。

3番 はい、3番清宮です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、3月16日月曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、笹本委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号4につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 苦勞様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。20日に現地調査をしまして問題はないのですが、番号4について11月に登記官照会申請で現地調査した時は農地に復元できる判断をいたしました。今回は駐車場にするということで草も刈ってありました。報告は以上です。

議長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号4については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 議案第3号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

はじめに番号1でございます。目的は砂利採取一時転用による期間延長の変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和7年4月25日から令和8年4月24日までとなっておりましたが、製品の出荷減少等により予定どおり進まなかったため、認可日から令和9年4月24日まで、期間を延長する申請であります。

関係書類については、鹿嶋市施設管理課への大型車両通行にかかる市道使

用許可申請書の写し及び令和8年2月10日受付けの茨城県鹿行県民センターへ提出した「採取計画認可申請書」の写しが添付されております。その他施設の概要、被害防除等の変更はありません。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

3番 清宮茂信君。

3番 はい、3番清宮です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。質問ではないのですが、確認をしたいことがあります。この砂利採取に関しまして申請時に隣接地の所有者との立ち合いとかあるいは砂利採取しますというようなことはやっているのですか。何故質問するかというと、実は同じ業者で近くで採取している所で先日隣接地の所有者の方が聞きに来まして私の土地に杭が勝手に立られているとのことで、おそらく周りの防護柵のための杭を立ててネットを張る予定ではないかと思うのですが、それが境界からはみ出ている隣接者の立ち合いをしなかったのではないかと思います。ちょっとこちらも関連しておりますので確認がしたいです。それとこういったことで期間を延長するという場合にはやはり隣地の人にそれなりの周知が必要で申請者にしてもらうべきではないかと感じたので確認のため質問しました。

議 長 事務局に説明を求めます。

課長補佐 飯島優君。

課長補佐 隣地の同意につきましては、農地転用申請時の義務ではないのですが、トラブル等の可能性がありますので隣地同意に対して説明をするように指導はしているところでございます。今回の議題に関しましては、砂利採取法に際しまして鹿行県民センター提出の書類には同意書が添付されていたかなと思います。確かコピーが県に出す書類には添付されていたはずです。

以上でございます。

7番 私が言ったのは例えば期間が入っているわけですね。それを延長するに

当たってやはり隣地の人に延長しますと一言お詫びがあってもいいのではないか。一般の転用と違って砂利採取の場合は色々と周りに対する迷惑もあると思うんですよね。だから言いました。

課長補佐 砂利採取の際には申請者等には伝えさせていただきまして、注意喚起はしたいと思います。

議 長 よろしいでしょうか。

7 番 はい。

議 長 ほかにご質問ございませんか。

それではお諮りします。

議案第3号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、申請のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期、及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成14年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影空中写真」が添付されております。

以上でございます

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

3番清宮茂信君。

3 番 はい、3番清宮です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明，調査を行った委員からの結果報告について，ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については，申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め，議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）については，願い出のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に，議案第5号「農地改良協議について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは，議案第5号「農地改良協議について」ご説明いたします。

番号1について，申請人及び改良しようとする土地の所在等については，議案書記載のとおりです。改良の種別は田畑転換で，埋め立てされた用土は，鹿嶋市根三田地内の山砂になります。経過といたしまして，事前に農業委員会の許可を得る手続きを失念していたとのことで，内容聞き取りのうえ，始末書を添付させております。申請時に縦横断面図が添付されており，隣地に対する勾配は45度以下，道路側との高低差は0センチメートルで，許可基準の範囲内での埋め立てとなっております。埋め立て後の作付け計画としましては，トマト・キュウリを育成する計画となっております。

続きまして番号2について，申請人及び改良しようとする土地の所在等については，議案書記載のとおりです。改良の種別は田畑転換で，埋め立てされた用土は，潮来市堀之内地内の山砂になります。申請時に縦横断面図が添付されており，隣地に対する勾配は45度以下，道路側との高低差は0センチメートルで，許可基準の範囲内での埋め立てとなっております。埋め立て後の作付け計画としましては，大豆・切り花を育成する計画となっております。

説明は以上でございます。ご審議の程，よろしくお願いたします。

議 長 なお，鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき，現地調査が行われておりますので，調査を担当した委員の報告を求めます。

3番清宮茂信君。

3番 はい，3番清宮です。「議案第5号農地改良協議について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては，先程と同様でございます。申請人，申請地及び概要につきましては，議案書記載のとおりでございます。番号1ないし2につきましては，事務局から添付書類等の説明を受け，現地を確認したところ，同意しても特に問題ないと判断いたしました。

ご審議の程，よろしくお願いたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。今現地調査の結果は問題ないと報告がありましたが、事務局に少しお聞きしたいことがありまして、この2件ですが番号1については令和7年12月の総会3条で許可したものです。番号2については令和7年10月の総会で3条で許可した案件です。聞きたいこととは、3条で許可したものが3カ月か半年で田畑転換ができるということに関しては、3条で買ったものを田畑転換するので問題はないと思うのですが、ここについては事務局としては3条で買って田畑転換はすぐできるという考え方なのか、そこはいくらか置くべきなのかという質問が一つです。それからこれは私の土地改良区の問題ですけど、●●●●●●●●の大きな土地なんですけど、隣地の同意は埋め立ての盛土法の関係で隣地の同意が取ってあるのでトラブルは生じる事はないと思うのですが、その辺のところを教えてくださいと思います。

議 長 事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 はい、ご説明させていただきます。まず、3条で買ってあまり間を置かず田畑転換するという形につきましては、当初3条申請時の計画には田畑転換の届出は出ておりませんでした。その後営農者の作付け計画変更によって今回の田畑転換になった次第でございますので、これに関しましては特に規制はございませんので可能といえば可能という回答になります。また、ここでですね谷田川委員の方から説明もございましたが、同意につきましては一応義務という形ではございませんが、今回の土地については両側も農地で更に田んぼですので、特に畦畔より上になってしまうと崩れてしまうことも危惧されますが、あくまで道路、畦畔と同じでありますので、既に隣地も転用されてしまって土砂と同じくらいのレベルになっていることから危険性はないのかと判断いたしました。

以上でございます。

16番 分かりました。あの特にはないですけど、隣地の人がいきなりきてびっくりするといけないから現地調査を私の方でしたんですけど、その時の私の考えを話させていただきました。ありがとうございます。

議 長 ほかにご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 いま、谷田川委員の質問と似ているのですが、私の見解を報告します。農

地法第3条の規定では農地を農地として利用するという前提で許可を出す
とので田畑転換するのに例えば1年耕作しなければならないとか水田で買
った土地は水田でなければならないとかいう決まりはないです。それともう
ひとつ今埋め立て、要するに客土と田畑転換の話なんです、土地改良事業
法の方で水田の場合は隣接の水田と何センチ以上の段差を付けないといけ
ないと決まっているはずなんです、大野土地改良区では一応50センチ以
内というふうに周知しています。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。参考にということで。

ほかにご質問ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第5号については、申請のとおり許可することにご異議ございませ
んか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号「農地改良協議について」番号1及び番号2
については、申請のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項
の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を
付議いたします。

なお、3番清宮茂信君は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規
定に基づき、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配
偶者に関する事項の議事については、その議事に参与することができない」
と定められておりますので、議案終了までお待ちいただき、審議いたします。
事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規
定に基づく農用地 利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説
明いたします。

令和8年3月10日付け、鹿嶋市長より農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について、農業委員会の意見を求められております。農地中間
管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考え
ます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君

議長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明い
たします。

まず、貸借期間3年から5年の土地についてご説明いたします。田の新規については2筆で面積が3,703平方メートルとなっております。次に、貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については3筆で面積が4,578平方メートル、畑の新規については17筆で面積が26,345平方メートルとなっております。次に、貸借期間11年から20年の土地についてご説明いたします。田の新規については2筆で面積が5,126平方メートルとなっております。その結果、田の新規は7筆13,407平方メートル、畑の新規は17筆26,345平方メートル、合計いたしますと24筆で面積が39,752平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長 ご苦労様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 農林水産課に質問いたします。今回の場合新規だけなのでほとんど問題はないのですが、こちらのこともおそらく関連しているのでこれをどういうふうに扱っているのか質問させてください。貸付希望がある場合これに対して返信封筒か何かを使って申込書を送っているのですか。それはやっていないのですか。2月24日の推進委員の意見交換会で不満が出ていました。

議長 農林水産課長津島紀君。

議長 詳細を把握しておりませんので次回回答という形でよろしいでしょうか。

7番 ではこちらのことをお聞きしたいです。これは貸し手希望が出ているということですよ。

課長補佐 はい。こちらのA3の方につきましては、遊休農地に係る利用意向調査で毎年やっているやつで貸し付けたいという意思表示されたものでございます。いつも議案で審議しているものとは別なところで動いているものでございます。ただ、気持ちとしては貸したいという方がいたらよろしくお願いたしますということです。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 それで、希望者に対して申込書の配布というものをやっているのかなどの質問です。

課長補佐 こちらのA3の方はまだやっていません。

7番 新たにやる予定ですか。

課長補佐 こちらのの方は今から推進委員とか、片方は中間管理の出津さんの方から上がって来たものなので、更に推進委員の方へ渡して、もしもマッチングしたらマッチングしていただきたいという形で動いてもらう所なのでこの通知は今のところありません。

7番 24日のことは分かっているかとは思いますが、要するに推進委員が言いたかったことは、先に相手に申込書を送って返信用封筒等で返事が来てアポを取ってもらえば非常に活動がしやすい。何もしないで目くら一方で行うとなかなか相手にも会えない。個人の携帯電話から相手に連絡したのでは尚更推進委員として動けない会えない。要するに交渉ができない。できましたらこうことに関しては、先に農林水産課の方で申込用紙と返信用を送ってもらいたい。それで返送してきたものに対してアポを取ってもらえばいつでも作業がスムーズに進むと。この間の話の内容分かりましたか。

課長補佐 今、橋本委員が言ったことは、こっちはあくまでこっちのA3は新しくできたもので、この前の話の内容ではないです。橋本委員がいわれてるやつはこっちのA3話なのでご希望として農林水産課へ改めて話はさせていただいて通したいかなと思いますので、詳細を照らさせていただきたいと思えます。

7番 何故こうなったのかというと、皆さんは分かっていないと思います。これは推進委員や中間管理機構の出津さんが活動して新たに出てきたものです。自然に相手の方から来たわけではないです。

議 長 審議がまだ終わってないので、後で事務局とやり取りしていただきたいと思えます。

それではほかにご意見ご質問はございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」(案)は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 ただいま、議案第6号については審議終了いたしましたので、3番清宮茂信君に対する議事参与の制限を解除いたします。

議 長 次に、議案第7号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課 長 議案第7号「地域計画の変更について(農地転用等)」ご説明いたします。

今回変更される地域計画は、記載の1地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。大野6地区の田0.26ヘクタール、畑0.75ヘクタールを減少し、区域内面積249.9ヘクタールに変更となります。変更する理由については、地区において農地転用の事案が生じたためでございます。25頁をお開き願います。大野6地区において太陽光発電施設とするためです。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案7号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第8号「農業委員会の適正な事務実施について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

補佐飯島優君。

補 佐 それでは議案第8号「農業委員会の適正な事務実施についてご」説明いたします。

農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行され、農業委員会の農地等の利用の最適化、推進状況、その他事務の実施状況を公表することとされました。また、令和4年2月2日に農林水産省より「農地利用最適化活動のガイドライン」が発出され、その中で、成果目標として、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を、活動目標として、委員が最適化活動を行う日数、活動強化月間、新規参入相談会への参加をそれぞれ設定し、その後点検、評価、公表することとされました。これに伴い、「令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）」を作成しましたので、議案書のとおり決定し、県担当課へ報告してよろしいかご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ご苦勞様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 はい、15番田口です。

設定等についてはこれでよろしいのではないかと思います。意見として農業委員会に参加して感じたことですが、こういう目標を実現するためにこういう活動を支えるものとして、私は一つは研修会、もう一つは懇親交流会ベーシックなもので必要なのかなと思います。見てますと参加者が少なく特に研修会についてもですし、懇親交流についても参加者が少ないということ。もう一点は、今の農業委員会という制度が国の方針で変わりまして二つの組織があるわけですね。この辺の交流についても工夫されたらどうかなと思います。やはり情報の共有化という点は鹿嶋市としても交流をしたり意見交換をしたりということが課題があるのではないかと、この二点を会長として全員参加ができるよう工夫が必要ではないかと思いますので会長として

見解があればお聞きしたいと思います。

議 長 一応今回人事異動もあるということで5月総会終わりぐらいに歓送迎会を予定したいと考えております。また、視察研修の方も昨年度は予算の関係で日帰りにさせていただきましたが、道中コミュニケーションを取りながら親交も深まるのかなと感じております。今年度については、秋冬くらいに一泊で視察研修も考えておりますので、お忙しい中、あるいは体調等が悪い方もいるとは思いますが、多くの方の参加ができればいいのかなと思っております。他市町村にも聞いたりはしているのですが、なかなか最適化推進委員さんと農業委員さんの交わる機会があまりないという現状があるようで、交流ができる場が限られていますので是非とも多くの方が参加いただければありがたいと考えております。

ほかにご質問ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 今回こういう目標が設定されたということは非常にいいことなのではないかと思うのですが、一つだけお聞きしたいのですが、目標を立てて達成するという仕事があるのかなと思うのですが、その辺に向けて農業委員会・農林水産課と共に何か活動できればいいのかなと思っております。

議 長 ありがとうございます。双方が同じ目的をもっていくという意識が少し薄いのかなと、推進委員も活動の中で一生懸命やっておりますし、農業委員も委員の立場でそれぞれの役割として全うされております。ただ、最適化活動については双方が両輪となって推進をしていくということは、そういった交流、研修ということも持ちながら現状がこうで、目標がこうで、鹿嶋市としては今年は頑張りたいのということがザックバラに交流できますといいのかなと思います。また、そういう機会を持つことができればと思いますのでありがとうございます。

ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案8号「農業委員会の適正な事務実施について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第5号についてであります。

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」ないし報告第5号「農用地利用集積等促進計画の認可」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議 長 なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第3回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時54分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人
